

# 国の農政改革の概要

## 4つの改革：農林水産業・地域の活力創造プラン等

### 1 農地中間管理機構の創設

- 担い手への農地の集積・集約を行う農地中間管理機構の創設
  - ・農地の借受けと担い手への貸付け、集約化による圃場条件の整備等
- 香川県：（公財）香川県農地機構を農地中間管理機構に指定して積極的に活動
  - ・農地集積をコーディネートする農地集積専門員を市町に配置
  - ・418経営体から計1,137haの農地借受希望（27年1月末時点）
  - ・機構を通じて135経営体に約101haを貸付（27年2月6日時点）

### 2 経営所得安定対策の見直し

- 米の直接支払交付金
  - 〔25年産〕15,000円/10a ⇒ 26年産7,500円/10a ⇒〔30年産〕廃止
- 米価変動補填交付金 ⇒ 26年産から廃止
- 畑作物の直接支払交付金等 ⇒ 27年産から対象者を担い手に限定
- 香川県：「さめきの夢」など県産麦の作付拡大に向けて、交付対象となる認定農業者や集落営農組織の確保・育成を推進

### 3 水田フル活用と米政策の見直し

- 行政による生産数量目標の配分 ⇒ 30年産を目途に見直し
- 水田活用の直接支払交付金 ⇒ 飼料用米等への数量払いの導入（上限10.5万円/10a）
- 香川県：飼料用米の単収向上技術の開発、畜産農家・配合飼料メーカー・米生産者等の協議・連携、水稲に代わる園芸作物の検討などを実施

### 4 日本型直接支払制度の創設

- 農業者等の活動組織が実施する地域資源（水路、農道、ため池等）の保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等に対して支援
  - ・農地・水保全管理支払 ⇒ 多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）
  - 交付単価（上限）7,700円/10a ⇒ 9,200円/10a
- 香川県：土地改良区や旧町単位等の広域的な取組を推進
  - ・8市7町、351の活動組織が約11,800haの農地を対象に実施

## 農業協同組合等の改革：法制度等の骨格（農林水産省）

### 1 農業協同組合の見直し

- 全国農業協同組合中央会（JA全中）
  - ・現在の「特別認可法人」から「一般社団法人」に移行
  - ・農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付け
- 都道府県農業協同組合中央会
  - ・現在の「特別認可法人」から「農協連合会」（自律的な組織）に移行
- 全国農業協同組合連合会（全農）
  - ・その選択により「株式会社」に組織変更できる
- 地域の農業協同組合（地域農協）
  - ・理事の過半数を原則として認定農業者や農産物販売等のプロとする
  - ・金融事業の負担やリスクを極力軽減し、人的資源を経済事業にシフト
  - ・農産物の買取販売を段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくする（JA自己改革案の実行）
  - ・生産資材について、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して最も有利なところから調達する（JA自己改革案の実行）

### 2 農業委員会等の見直し

- 農業委員会
  - ・公選制から市町村長の任命制へ（地域推薦、募集の結果を尊重、議会の同意）
  - ・農業委員数の現行の半分程度とし、農地利用最適化推進委員（仮称）を委嘱
  - ・法律に基づく意見の公表等は廃止するが、農地利用の最適化に関して必要があるときは施策の改善意見を提出しなければならないこととする
- 都道府県農業会議
  - ・法律に基づき認可する法人から指定する法人（一般社団または一般財団）へ
  - ・法律に基づく建議等は廃止するが、農地利用の最適化に関して必要があるときは施策の改善意見を提出しなければならないこととする
- 全国農業会議所
  - ・法律に基づき認可する法人から指定する法人（一般社団または一般財団）へ

### 3 農業生産法人の要件見直し

- 役員の農作業従事要件
  - ・業務執行役員及び重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事すればよい
- 議決権要件
  - ・農業関係者以外の議決権が総議決権の1/4以下から1/2未満へ